

滋賀県の給与・定員管理等について（平成17年度）

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成16年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 15年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成16年度	1,353,893	513,966,533	227,627	176,414,475	34.3	32.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成17年度	18,064	83,292,112	16,653,489	35,039,438	134,985,039	7,473

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は当初予算に計上された額である。

(3) 特記事項

県では、景気低迷による税収減や国の三位一体改革により極めて厳しい財政状況にあることから、平成17年3月に「財政危機回避のための改革プログラム」を策定し、職員給与の削減、諸手当の見直し、人員の削減などに取り組んでいます。

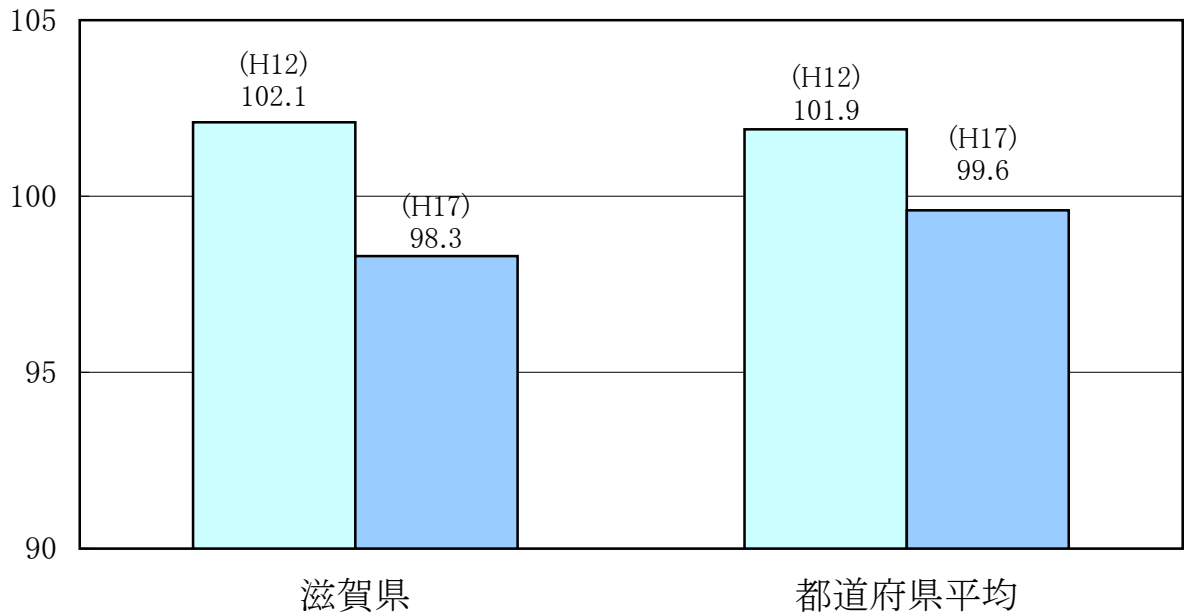
① 職員給与の削減（平成17年4月1日～）

職員の区分		内 容	1人当たりの年間削減額
特別職	知事	給料の18%減額	294万円
	副知事	給料の12%減額	154万円
	出納長	給料の12%減額	133万円
	議長	報酬の10%減額	125万円
	副議長	報酬の9%減額	97万円
	議員	報酬の7%減額	71万円
一般職	部長級・次長級	給料の5%減額	34万円
	課長級・参事級	給料の3%減額	18万円
	その他の職員	給料の2%減額	9万円

② 諸手当の見直しなど

主な見直し内容	農林漁業普及指導手当の支給率の引き下げ（平成17年度実施） 勤続20年以上の者などに対する退職時の特別昇給の廃止（平成16年度実施）
---------	---

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成17年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
滋賀県	歳 43.0	円 356,043	円 445,103
			円 396,749
国	歳 40.3	円 329,728	円 382,092
都道府県 平均	歳 43.0	円 359,070	円 442,267
			円 401,365

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成17年4月1日現在における職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。このうち、上段はこれらすべての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

3 以降の職種についても同様です。

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
滋賀県	歳 49.1	円 334,992	368,812 円
			364,479 円
うち業務員	歳 50.7	円 333,658	361,955 円
			359,897 円
うち技術員	歳 46.6	円 328,032	366,279 円
			360,089 円
うち調理師	歳 49.1	円 340,607	365,926 円
			361,665 円
国	歳 48.1	円 285,008	円 316,350
都道府県平均	歳 47.1	円 340,397	394,707 円
			372,274 円
民間事業者平均	歳 54.4	円 —	円 457,530

(注) 民間事業者平均は、滋賀県人事委員会調査結果からのものです。

③高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
滋賀県	歳 43.2	円 401,014	円 463,198
都道府県 平均	歳 43.7	円 406,191	円 474,296

④小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
滋賀県	歳 42.9	円 392,325	円 445,609
都道府県 平均	歳 43.5	円 397,698	円 459,807

⑤警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
滋賀県	歳 39.7	円 342,795	427,373 円
			379,484 円
国	歳 42.1	円 341,705	円 386,301
都道府県 平均	歳 41.3	円 357,546	510,430 円
			404,131 円

(2) 職員の初任給の状況（平成17年4月1日現在）

区 分	滋賀県		国		
	初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料	
一般行政職	大学卒	173,852 円	186,396 円	I 179,800 円	198,600 円
	高校卒	140,434 円	151,214 円	II 170,700 円	184,400 円
技能労務職	高校卒	131,712 円	140,434 円	—	—
	中学卒	121,814 円	129,262 円	—	—
高等学校教育職	大学卒	194,040 円	208,152 円	—	—
小・中学校教育職	大学卒	194,040 円	208,152 円	—	—
警察職	大学卒	198,940 円	215,796 円	185,900 円	210,300 円
	高校卒	166,992 円	182,182 円	156,700 円	170,400 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成17年4月1日現在）

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	281,252 円	330,564 円	385,872 円
	高校卒	218,404 円	274,838 円	321,895 円
技能労務職	高校卒	- 円	279,986 円	305,515 円
	中学卒	191,149 円	240,016 円	283,661 円
高等学校教育職	大学卒	326,746 円	373,541 円	410,580 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円
小・中学校教育職	大学卒	326,313 円	375,289 円	405,911 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円
警察職	大学卒	293,412 円	339,653 円	391,281 円
	高校卒	245,994 円	298,303 円	351,261 円

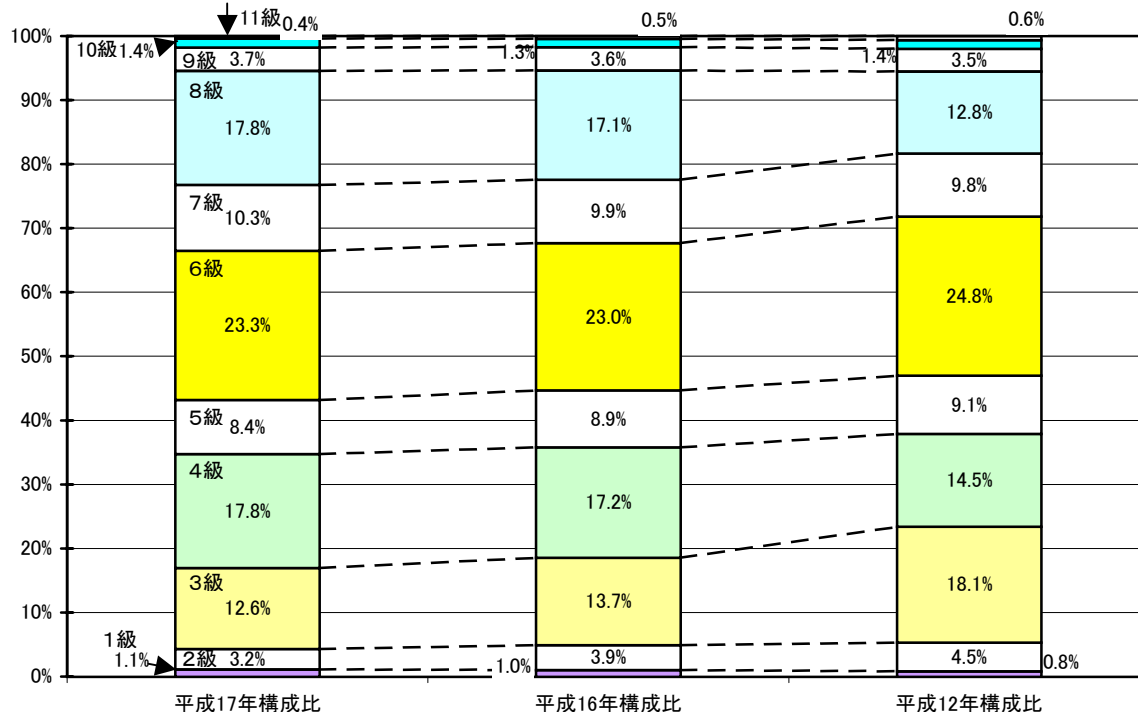
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成17年年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
11級	部長	16人	0.4%
10級	部次長	55人	1.4%
9級	本庁の課長	144人	3.7%
8級	参事 課長補佐(困難な業務を行うもの)	700人	17.8%
7級	課長補佐 主幹(困難な業務を行うもの)	406人	10.3%
6級	主幹、副主幹(困難)	917人	23.3%
5級	副主幹 主査(困難な業務を行うもの)	332人	8.4%
4級	主査 主任主事・主任技師(困難な業務を行うもの)	700人	17.8%
3級	主任主事・主任技師 主事・技師(高度の知識、経験を必要とする重要な業務を行う者)	497人	12.6%
2級	主事・技師	127人	3.2%
1級	主事・技師	43人	1.1%

(注) 1 滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給期間短縮の状況

区 分		合計	一般行政	技能労務	高等学校 教育職	小・中学校 教育職	警察職
15年度	職 員 数 A	人 17,662	人 4,057	人 340	人 3,459	人 7,268	人 2,079
	普通昇給期間(12 ~24月)を短縮し て昇給した職員数 B	人 4,314	人 1,100	人 104	人 1,045	人 2,105	人 343
	比 率 B/A	% 24.4	% 27.1	% 30.6	% 30.2	% 29.0	% 16.5
16年度	職 員 数 A	人 17,516	人 4,027	人 336	人 3,429	人 7,240	人 2,112
	普通昇給期間(12 ~24月)を短縮し て昇給した職員数 B	人 3,872	人 930	人 83	人 821	人 2,129	人 405
	比 率 B/A	% 22.1	% 23.1	% 24.7	% 23.9	% 29.4	% 19.2

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

滋賀県			国		
1人当たり平均支給額(平成16年度)			—		
1,907 千円					
(平成17年度支給割合)			(平成17年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
一般職員 3.0 月分	1.45 月分		一般職員 3.0 月分	1.45 月分	
特定管理職員 2.6 月分	1.85 月分		特定管理職員 2.6 月分	1.85 月分	
再任用職員 (1.6) 月分	(0.75) 月分		再任用職員 (1.6) 月分	(0.75) 月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
管理職加算	10%、20%		管理職加算	10%、20%	
職務段階別加算	5%~20%		職務段階別加算	5%~20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(平成17年4月1日現在)

滋賀県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	勤続20年	21.00 月分	27.30 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
(退職時特別昇給	無)			
1人当たり平均支給額	6,737 千円	27,692 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 調整手当(平成17年4月1日現在)

支給実績(平成16年度決算)		1,992,402 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)		110,886 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
大津市	3 %	5,455 人	3 %
大津市以外の県内地域	2 %	12,300 人	— %
東京都	12 %	32 人	12 %
(医師および歯科医師)	10 %	22 人	10 %

(4) 特殊勤務手当（平成17年4月1日現在）

支給実績(平成16年度決算)		728,504 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)		95,892 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成16年度)		38.5 %	
手当の種類(手当数)		60 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
県税事務手当	(1) 県税の賦課徴収を行う機関に勤務する職員 (2) 県税の賦課徴収を行う本庁の機関または県税の賦課徴収を行う機関に勤務する職員	(1) 県税の賦課徴収業務 (2) 出張して行う県税もしくは県税外収入の滞納処分または犯則事件の取締りの業務	(1) 月額 12,200円～20,000円 (2) 日額 550円
消防訓練手当	消防学校に勤務する教育専任職員	実習を伴う消防に関する教育訓練	日額 720円
医事研究調査手当	医師、歯科医師	医師、歯科医師の業務	月額 30,000円
社会福祉業務手当	生活保護法、児童福祉法及び母子および寡婦福祉法に定める援護または育成の措置に関する業務を行う機関または社会福祉に関する相談を行う機関に勤務する職員	現業を行う所員および指導監督を行う所員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、児童福祉司、相談員の業務	月額 6,400円～12,800円
教務手当	(1) 総合保健専門学校または看護専門学校に勤務する保健師、助産師、看護師または歯科衛生士である職員 (2) 教育の機関に勤務する職員	(1) 保健師等の養成に関する専門学科の授業または実習指導の業務 (2) 当該機関の計画に基づいて行う授業または実習指導の業務	月額 21,500円 1時間 340円 (1月当たり限度 10,200円)
職業訓練手当	高等技術専門校に勤務する職業訓練指導員、指導員	職業訓練の業務	月額 18,300円～30,500円
農業実習指導手当	農業に関する教育を行う機関に勤務する教育専任職員	農業の実習指導の業務	月額 16,400円～18,700円
家畜保健衛生等業務手当	・家畜保健衛生所に勤務する獣医師である職員 ・畜産技術振興センターにおいて専ら技術指導業務を担当する職員	・家畜の伝染病の予防、家畜の繁殖障害の除去および人工授精の実施等の事務 ・肉用牛および乳用牛の生産、繁殖等に関する技術指導等の業務	月額 17,800円
ダム管理手当	ダム等を管理する機関に勤務する職員	ダムのゲート操作、雨量観測施設等の保守点検、ダム湖における流木等の清掃業務等	日額 260円
病院業務手当	成人病センター等に勤務する職員	診療、看護、検査、患者の受付、病院の管理その他の病院業務	月額 3,100円～8,700円 日額 240円(1月当たり限度 3,900円)
公営競技開催業務手当	本庁事業課に勤務する職員	モーターボート競走の開催業務	日額 710円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
公害調査等業務手当	公害調査等を行う機関の職員	公害防止条例に規定する指定工場等の立入検査、船上において行う水深10メートル以上の汚泥採取作業、し尿処理施設の機能を維持するために必要な機能検査および水質検査の業務等	日額 230円～340円
火薬類災害調査業務手当	火薬類および高圧ガスの取締りを行う機関の職員	火薬類、高圧ガスについての災害発生時の調査業務	日額 750円
高熱等処理手当	工業に関する試験研究機関・畜産に関する試験研究および指導を行う機関の職員	電気炉、重油窯またはガス窯を使用して行う試験、液体窒素を使用する精液の凍結等の作業	日額 240円～280円
放射線取扱手当	・保健所、成人病センター等に勤務する医師、診療放射線技師、衛生検査技術職員または看護師 ・東北部工業技術センター等に勤務する職員	・エックス線その他放射線を照射する作業、放射線管理区域内で放射性物質を取り扱う作業等	日額 300円
精神保健等業務手当	保健所等に勤務する職員	・精神障害者の調査、診察の立会い、入院措置、訪問指導等 ・結核患者の家庭訪問指導の業務	日額 230円～340円
特殊公衆浴場検査手当	保健所等に勤務する職員	特殊公衆浴場の夜間における立入検査業務	日額 280円
感染症防疫等作業手当	職員	感染症の患者または感染症の疑いのある患者の救護、家畜伝染病にかかっている家畜またはかかっている疑いのある家畜に対する防疫作業等	日額 340円
早朝食品衛生監視等手当	・本庁生活衛生課に勤務する食品衛生監視員 ・食肉衛生検査所に勤務する職員	・大津市公設地方卸売市場における勤務の一部または全部が深夜において行われる食品の衛生監視、検査 ・食鳥処理場において勤務の一部または全部が深夜または早朝において行われる食鳥検査の業務	日額 410円～820円
夜間看護等手当	成人病センター等に勤務する職員	・勤務の一部または全部が深夜において行われる看護等の業務 ・救急患者または病状の急変した入院患者の手術その他の患者を直接診療する業務であつて、急を要するもの ・年末年始の日において行う看護、養育その他公務の運営上の事情があるもの	日額 5,000円～9,000円 1回 1,500円～6,800円
死体処置手当	成人病センター等に勤務する職員	死体の病理解剖の介助、死体の清拭等死体処置の作業等	日額 1,100円～2,500円
狂犬病予防等作業手当	保健所等に勤務する職員	狂犬病予防法に基づく予防注射、検診、捕獲または薬殺の作業、犬またはねこの引取り作業、野犬等の収容に係る捕獲作業等	日額 300円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
と畜検査手当	と畜検査員である職員	と畜場法に基づく検査の作業	日額 420円
毒物および劇物取扱手当	毒物および劇物を取り扱う試験研究機関等に勤務する職員	毒物・劇物を使用して行う試験研究、検査等の業務	日額 260円
麻薬取締等手当	・麻薬取締員 ・漁業取締担当職員 ・鳥獣保護・狩猟取締担当職員	・麻薬取締業務 ・漁業取締船に乗り込んで行う漁業取締り等 ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定により行う立入検査、司法警察員として行う取締りの業務	月額 11,000円 日額 460円
潜水等作業手当	水産試験場等に勤務する職員	・潜水器具を着用して行う潜水作業 ・水中での魚類の選別、取揚げ、採捕または放流の作業等	日額 250円～450円
夜間船上作業手当	水産試験場に勤務する職員	魚類のせい息状況等調査のため夜間に船上作業に従事したとき	日額 340円
航空手当	職員	航空機に搭乗して行う気象、地象または水象の観測または調査、非常災害活動等の業務	1時間 1,900円～2,470円 降下作業 1日 870円加算
夜間用地交渉等手当	公共用地等に係る交渉を行う機関に勤務する職員	夜間、週休日・休日等の現地で行う公共用地の取得等の交渉業務	日額 650円～730円
災害応急等作業手当	・災害の防止のための応急作業等を行う機関に勤務する職員 ・ダム等を管理する機関の職員	・豪雨等により重大な災害が発生し、または発生するおそれの著しい道路、河川の堤防等で行う応急作業または応急作業のための災害状況調査の作業等 ・ダム貯水の放流時における下流の流域周辺の異常増水に係る警戒等の作業	日額 300円～1,230円
特殊現場作業手当	高所その他の特殊な現場において作業を行う機関に勤務する職員	・高所、掘削中のトンネルの坑内、圧搾空気内等での測量、検査、監督等の作業 ・交通をしゃ断することなく行う維持補修等の作業 ・勤務環境の劣悪なダム建設現場において行うダム建設に係る測量、調査、監督等の作業	日額 230円～480円 月額 4,500円
特殊自動車等運転手当	自動車の運転作業に従事することを命ぜられた職員	大型自動車または大型特殊自動車の運転作業	日額 340円～450円
除雪等作業手当	県道の除雪作業等を行う機関に勤務する職員	午後5時から翌日の午前8時までの間または暴風雪警報もしくは大雪警報の発令下における道路の除雪等の作業	日額 380円～710円
びわ湖フローティングスクール乗船指導手当	びわ湖フローティングスクールに勤務する職員	学校教育の一環として船舶を利用して行われる教育活動に関する指導および助言の業務	日額 1,300円～3,200円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
教員特殊業務手当	小中学校、高等学校、養護学校等に所属する教諭等	<ul style="list-style-type: none"> 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務 修学旅行等において児童または生徒を引率して行う泊を伴う指導業務 部活動における児童または生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの 対外運動競技等において児童または生徒を引率して行う泊を伴う指導業務等 	月額 1,400円～3,200円 特に甚大な非常災害 100/100加算
教育業務連絡指導手当	小中学校、高等学校、養護学校等に所属する教務その他の教育に関する業務についての連絡調整および指導助言に当たる主任等	当該担当に係る連絡調整および指導助言の業務	月額 200円
多級手当	小中学校の2以上の学年の児童、生徒で編制されている学級を担当する職員	当該学級における授業または指導	月額 6,700円～8,100円
兼務手当	<ul style="list-style-type: none"> 夜間定時制の課程を併置する高等学校の事務長 昼間課程の授業またはその補助を本務とする職員で夜間課程の授業またはその補助を行うもの等 本務として勤務する学校以外の高等学校、盲学校、聾ろう学校または養護学校の授業を行う職員等 	<ul style="list-style-type: none"> 夜間定時制の課程を併置する高等学校の事務長の業務 夜間課程の授業またはその補助等 本務として勤務する学校以外で行う授業 	月額 7,400円 授業1時間 570円～1,650円
産業教育等実習手当	<ul style="list-style-type: none"> 農業に関する学科を置く高等学校に勤務する実習助手および技術員 農業に関する学科を置く高等学校に勤務する職員 信楽高等学校セラミック科に勤務する職員 	<ul style="list-style-type: none"> 毒物、劇物および特定毒物を取り扱う農作業 正規の勤務時間以外の時間に行う農作物の肥培管理等の作業 正規の勤務時間以外の時間に焼成作業 	月額 260円 勤務1回 2,850円～8,700円
医師手当	大学に勤務する医師	—	月額 24,000円
入学等考査手当	高等学校等教育職給料表または小学校および中学校等教育職給料表の適用を受ける職員	高等学校の入学者選抜学力検査および推薦入学者の選抜等、盲学校、聾ろう学校または養護学校における入学者の選考、県立の中学校の入学者の選抜	年額 1,500円～4,000円
夜間定時制勤務手当	夜間定時制課程のみの高等学校に勤務する職員または夜間定時制課程を置く高等学校に勤務する職員	本務として行う夜間勤務	月額 1,000円～9,200円
大型自動車運転作業手当	養護学校に勤務する職員で運転作業に従事することを命じられた職員	大型自動車の運転作業	月額 340円
主として私服員の従事する犯罪予防および捜査ならびに被疑者逮捕作業手当	生活安全、刑事、交通または警備事犯の捜査を担当する係に属する警察職員	主として私服員の行う犯罪予防および捜査ならびに被疑者逮捕の作業	月額 14,000円
交通取締等作業手当	警察職員	交通取締用自動車運転作業、交通整理等作業、交通捜査等作業	月額 7,400円～14,000円 日額 250円～800円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
舟艇運轉作業手当	警察職員	警備艇または警察用務に供するため臨時に借り上げた動力船を運轉する作業	日額 300円
犯罪鑑識作業手当	警察本部の鑑識課もしくは科学捜査研究所もしくは警察署の鑑識係に属する警察職員等	指紋、筆跡、法医学または銃器弾薬類等に関する知識を利用して行う犯罪鑑識の作業	月額 7,000円～14,000円
航空機搭乗作業手当	警察職員	航空機に搭乗して捜索救難、犯罪の捜査または交通の取締りその他警察活動を行う作業	1時間 1,900円～5,100円 危険作業 30/100加算 降下作業 1日 870円加算
航空機整備作業手当	航空整備士の資格を有する警察職員	警察の管理する航空機、航空用装備品、付属品および航空機保守機材の整備をする作業	月額 21,500円
警ら作業手当	警察本部の機動警察隊もしくは鉄道警察隊に勤務する警察官または警察署、交番、水上派出所もしくは警察官駐在所に勤務する地域勤務の警察官	警ら作業	月額 8,500円
被疑者留置作業手当	警察署の留置主任官および留置管理係に属する警察官等	直接被留置者に関する業務を行う作業	月額 7,100円 日額 108円～230円
死体取扱作業手当	警察職員	・死体に直接手を触れて行う検視、検証、実況見分、捜査または運搬等の作業 ・犯罪捜査の目的で行われる死体解剖において立会、記録または解剖後の死体の処置を行う作業	死体1体につき 1,600円～3,200円
災害応急等作業手当	警察職員	豪雨等異常な自然現象または大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所またはその周辺において災害警備、遭難救助等を行う作業	日額 840円～1,680円
潜水捜索作業手当	警察職員	水難者または水中の遺留品等を捜索するため、潜水具をつけ水中において行う作業	1時間 310円～1,500円
爆発物処理作業手当	警察職員	爆発物または爆発物容疑物件に接近して、当該物件の種類の識別、移動、解体または爆破等を行う作業	1件 5,200円
特殊危険物質等取扱作業手当	警察職員	・特殊危険物質またはその疑いのある物質に接近して、これらの物質を処理する作業 ・特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業 ・特殊危険物質の製造過程を解明する等の目的で行う実験で特殊危険物質が発生するおそれがある作業	日額 250円～5,200円
護衛等作業手当	警察官	・天皇もしくは皇族を側近警衛する作業または内閣総理大臣、国賓等を身辺警護する作業 ・核原料物質等を輸送する車両を先導または追従して、これらの物質の輸送警備を行う作業	日額 640円～1,150円
夜間等特殊作業手当	交替制勤務を命ぜられた警察職員	・正規の勤務時間の全部または一部を深夜、年末年始において行う作業、または当直勤務の全部または一部を年末年始の日において行う作業	日額 410円～3,000円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
銃器犯罪捜査従事作業手	警察官	銃器もしくは銃器と思料されるものが使用され、または銃器が使用されるおそれがある現場において防弾装備を着装し、武器を携帯して行う作業	日額 820円～1,640円
海外犯罪情報収集作業手当	警察職員	日本国外において特定の個人または団体についての犯罪に関する調査のために危険な地域において行う情報収集の作業	日額 1,100円

(注) 突発的に発生した業務に従事するために、正規の勤務時間に引き続かない時間において緊急の呼出しにより勤務することを命ぜられ、次の業務に従事する場合は、1回1,240円を加算して支給する。

主として私服員の従事する犯罪予防および捜査ならびに被疑者逮捕作業、交通取締等作業、舟艇運転作業、犯罪鑑識作業、航空機搭乗作業、航空機整備作業、死体取扱作業、災害応急等作業、潜水捜索作業、爆発物処理作業、特殊危険物等取扱作業、護衛等作業、銃器犯罪捜査従事作業

(5) 時間外勤務手当

支給実績(16年度決算)	3,444,033 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	463 千円
支給実績(15年度決算)	3,499,934 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(15年度決算)	471 千円

(休日勤務手当を含む。)

(6) その他の手当 (平成17年4月1日現在)

手当名	内容および支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平16年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平16年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 [支給額] 配偶者 13,500円 配偶者以外2人まで 6,000円 配偶者のない職員の扶養親族 1人目 1,100円 扶養親族でない配偶者を有する場合 1人目 6,500円 その他の扶養親族 5,000円 満16歳の年度当初から満22歳の年度終了までにある子がある場合 1人につき5,000円加算	同じ		2,317,831 千円	242,122 円
住居手当	月額9,000円を超える家賃を支払っている職員または自宅に居住している世帯主である職員に対して支給する。 [支給額] (貸家・貸間居住者) 家賃額に応じて支給 月額100円～30,000円	異なる	月額12,000円を超える家賃額に応じて支給 月額100円～27,000円	992,375 千円	106,718 円
	(持家居住者) 月額 4,500円	異なる	購入後5年まで 月額2,500円		
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難であると認められる等の職にある職員に支給する。 [支給額] 医療職給料表(1)の適用を受ける医師、歯科医師 月額269,300円を上限に、採用の日から35年以内、1年経過ごとにその額を減じて支給	異なる	月額307,900円を上限に支給	57,619 千円	1,087,151 円
	医療職給料表(1)以外の適用を受ける医師、歯科医師 月額50,200円を上限に、採用の日から35年以内、1年経過ごとにその額を減じて支給	同じ			
	獣医師 月額30,000円を上限に、採用の日から11年以内、1年経過ごとにその額を減じて支給	異なる	支給なし		

(注) 平成17年12月に条例改正により、平成18年1月1日から扶養手当のうち配偶者にかかる支給額は、13,500円から13,000円に、初任給調整手当の支給上限額は、269,300円が268,500円に、50,200円が50,000円にそれぞれ変更されています。

手当名	内容および支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平16年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平16年度決算)
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用してその運賃を負担し、または自動車等を使用する職員もしくはこれら両方に該当する職員に支給する。 [支給額] (交通機関等利用者) 運賃相当額を支給(原則6か月の定期券を基礎とする額により支給) 支給上限なし [交通用具使用者] 自動車・バイクの別および通勤距離に応じて支給 2,500～31,100円 駐車場利用料金の1/2(上限3,500円)	異なる	[交通機関等利用者] 支給上限 55,000円 [交通用具利用者]2,000～24,500円 駐車場利用料金 支給なし	2,278,613 千円	137,357 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とする職員に支給する。 [支給額] 月額23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離100km以上の場合6,000円～45,000円を加算	同じ		56,097 千円	303,227 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員にその職の特殊性に基づき支給する。 [支給単価] 給料月額に支給割合を乗じて得た額 支給割合 10/100～25/100	同じ		1,170,995 千円	770,899 円
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給する。 [支給額] 給料および扶養手当の月額合計額に級地区分に応じた支給割合を乗じて得た額 支給割合 4/100～25/100	同じ		7,144 千円	285,760 円
へき地手当	へき地学校およびこれに準ずる学校に勤務する職員に対して支給する。 [支給額] 給料および扶養手当の月額合計額にへき地学校の級地区分等に応じた支給割合を乗じて得た額 支給割合(4/100～25/100)			39,549 千円	387,735 円
定時制通信教育手当	定時制の課程を置く高等学校、または通信教育を行う高等学校の校長および教員に支給する。 [支給額] 給料月額×10/100(管理職手当を受ける者は8/100)			59,429 千円	516,774 円
産業教育手当	高等学校の教員が農業または工業に関する課程において、実習を伴う農業または工業に関する科目を主として担当する場合に支給する。 [支給額] 給料月額×10/100(定時制通信教育手当を受ける者は6/100)			134,204 千円	477,594 円
義務教育等教員特別手当	小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校または養護学校に勤務する教員に支給する。 [支給額] 職務の級および号給に応じて 5,000円～20,200円			1,900,362 千円	178,841 円
農林漁業普及指導手当	農業、林業および水産業の普及指導事業に従事する職員に支給する。 [支給額] 給料月額×8/100(管理職手当を受ける職員2/100)			71,009 千円	483,054 円

手当名	内容および支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平16年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平16年度決算)
宿日直手当	宿日直勤務を命じられ勤務した職員に支給する。 [支給額] ・本来の勤務に従事しないで行う外部との連絡、文書の收受および庁内の監視等を目的とする宿日直 1回5,000円	異なる	1回4,200円	533,318 千円	940,596 円
	・本庁における緊急事態の発生に備えた情報連絡のための宿日直勤務 1回6,000円	異なる	1回5,100円		
	・身体障害者更生援護施設等における入所者の生活介助等のための当直勤務 ・救急の外来患者および入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等のための薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師または臨床工学技士の当直勤務 ・成人病センター等における看護業務の管理または監督のための看護師長等の当直勤務 ・救急の外来患者および入院患者に関する緊急の看護業務のための看護師等の当直勤務 ・警察本部における事件処理または警備もしくは救難に関する情報連絡、照会処理等のための当直勤務 ・荒神山少年自然の家における生徒等の生活指導等のための当直勤務 1回2,900～6,400円	異なる	1回5,900円		
	・消防学校等における生徒等の生活指導等のための当直勤務 ・盲学校等の寄宿舎における生徒等の生活指導等のための当直勤務 ・警察本部または警察署における警備または事件の捜査、処理等のための当直勤務 ・警察署等における業務の管理または監督のための当直勤務 1回7,400円	異なる	1回5,900円		
	・入院患者の病状急変等に対処するための医師または歯科医師の宿直勤務 1回5,350～20,000円	異なる	1回12,000～20,000円		
	・常直的な宿日直 月額21,000円	同じ			
	管理職特別勤務手当	管理職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日または休日等に勤務した場合に支給する。 [支給額] 勤務1回につき4,000円～12,000円 ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、上記金額に150/100を乗じて得た額	同じ		

手当名	内容および支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平16年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平16年度決算)
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給する。</p> <p>[支給額] 勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を乗じて得た額</p>	異なる	勤務1時間当たりの給料額の算出方法が異なる	182,683 千円	1,449,865 円
寒冷地手当	<p>寒冷地に在勤する職員に支給する。(支給対象地域: 余呉町、ただし現在経過措置期間中)</p> <p>[支給額]</p> <p>(1) 世帯主である職員で、扶養親族のあるもの 月額17,800円</p> <p>(2) 世帯主である職員で、(1)の職員以外のもの 月額10,200円</p> <p>(3) (1), (2)以外の職員 月額7,360円 (支給期間は11月から翌年3月まで)</p>	同じ		178,198 千円	30,905 円

5 特別職の報酬等の状況（平成17年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等
給料	知 事	1,082,400円（減額前 1,320,000円）
	副 知 事	915,200円（減額前 1,040,000円）
	出 納 長	792,000円（減額前 900,000円）
報酬	議 長	936,000円（減額前 1,040,000円）
	副 議 長	819,000円（減額前 900,000円）
	議 員	781,200円（減額前 840,000円）
期末手当	（平成17年度支給割合）	
	知 事	6月期 1.60 月分
	副 知 事	12月期 1.75 月分
	出 納 長	合 計 3.35 月分
	（平成17年度支給割合）	
	議 長	6月期 1.60 月分
副 議 長	12月期 1.75 月分	
議 員	合 計 3.35 月分	
退職手当	（算定方式）	
	知 事	給料月額×在職月数×70/100
	副 知 事	給料月額×在職月数×50/100
出 納 長	給料月額×在職月数×35/100	
		（支給時期）
		任期ごと
		任期ごと
		任期ごと

（注） 期末手当の支給割合は、平成17年12月の条例改正後のものです。

6 職員数の状況

（1）部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

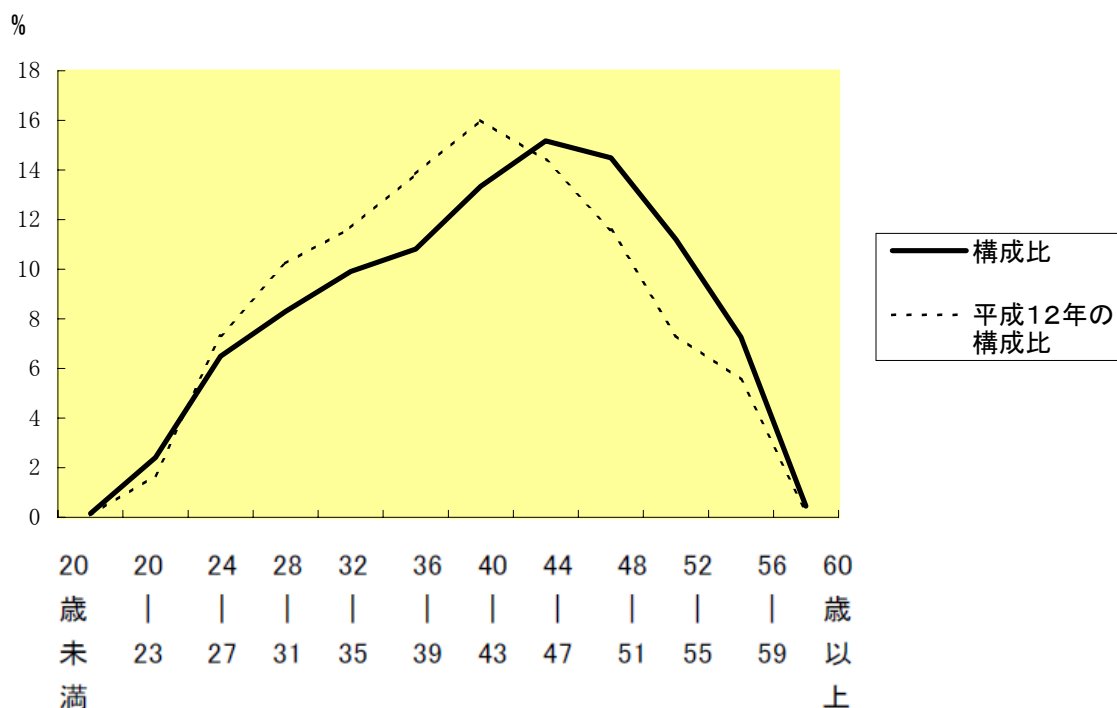
部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成16年	平成17年		
一般行政部門		3,679	3,594	△ 85	事務事業の合理化、財政構造改革プログラムによる公共事業の減少、地域振興局の再編および市町村合併に伴う福祉業務の新市移管等に伴う減ならびに徴税体制の強化、琵琶湖・環境科学センターの設置および土砂災害防止法区画指定対応に伴う増等
教育部門		12,105	12,020	△ 85	児童生徒数の減少による教員の減等
警察部門		2,424	2,450	+26	県民安全対策のための体制強化に伴う増等
公営企業 企業計 等部門	病 院	803	829	+26	小児保健医療センター療育部の新設および県立病院への地方公営企業法全部適用の準備事務に伴う増
	水道その他	204	201	△ 3	事業量の減少に伴う減
	小 計	1,007	1,030	+23	
合 計		19,215 [19,691]	19,094 [19,600]	△ 121 [△ 91]	

（注）1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者、派遣職員等を含み、臨時的任用職員および非常勤職員を除きます。

2 一般行政部門には、知事の事務部局（滋賀県立大学および公営企業部門を除く。）、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

3 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成17年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	30人	460人	1,240人	1,584人	1,892人	2,065人	2,548人	2,897人	2,766人	2,139人	1,386人	87人	19,094人

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

① 定員適正化目標数

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成20年4月1日	削減目標 知事部局および行政委員会等の事務局 約320人 県立学校等 約80人

② 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

現在、策定中です。

③ 財政危機回避のための改革プログラムの削減

(各年4月1日現在)

	平成17年 1年目	平成18年 2年目	平成19年 3年目	平成20年 4年目	計
知事部局等	△117	△79			△196
教員	△46	△42			△88
計	△163	△121			△284

(注) 平成18年分は予定です。

7 公営企業職員の状況

(1) 上水道供給事業・工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益または実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成15年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成16年度					
上水道供給事業	4,189,559	1,407,965	618,853	14.8	14.7
工業用水道事業	1,086,049	330,347	203,834	18.8	18.4

- (注) 1 職員給与費には児童手当を含みません。
2 総費用、純損益、職員給与費は税抜き金額です。

イ 予算

区分	職員数	給 与 費				一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B/A
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成17年度						
上水道供給事業	59	264,142	64,765	115,007	443,914	7,524
工業用水道事業	19	86,003	23,860	38,231	148,094	7,794

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 給与費は当初予算に計上された額です。

ウ 特記事項

(a) 職員給与の削減（平成17年4月1日～）

職員の区分	内 容	
特 別 職	給料の12%減額	
一 般 職	次 長 級	給料の5%減額
	課長級・参事級	給料の3%減額
一 般 職 員	給料の2%減額	

(b) 諸手当の見直しなど

主な見直し内容	勤続20年以上の者などに対する退職時の特別昇給の廃止（平成16年度実施）
---------	--------------------------------------

② 職員の平均年齢、基本給および平均月収額の状況（平成17年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
上水道供給事業 工業用水道事業	44.7 歳	395,297 円	638,617 円
団体 平均	水道事業	44.4 歳	402,153 円
	工業用水道事業	44.5 歳	387,785 円

- (注) 1 基本給は、給料、扶養手当および調整手当の合計額です。
2 平均月収額は、給料と毎月支払われる手当のほか期末・勤勉手当の額を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

滋賀県			滋賀県（一般行政職）・団体平均		
1人当たり平均支給額（平成16年度）			1人当たり平均支給額（平成16年度）		
1,946 千円			水道事業（団体平均）	1,894	千円
			工業用水道事業（団体平均）	1,848	千円
（平成17年度支給割合）			（平成17年度支給割合）		
期末手当		勤勉手当	期末手当		勤勉手当
一般職員	3.0 月分	1.45 月分	一般職員	3.0 月分	1.45 月分
特定管理職員	2.6 月分	1.85 月分	特定管理職員	2.6 月分	1.85 月分
再任用職員	(1.6) 月分	(0.75) 月分	再任用職員	(1.6) 月分	(0.75) 月分
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）		
管理職加算	10%、20%		管理職加算	10%、20%	
職務段階別加算	5%～20%		職務段階別加算	5%～20%	

（注）1 （ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

2 右欄の1人あたり平均支給額は団体平均を、他の項目については滋賀県の一般行政職にかかる状況を記載しています。

イ 退職手当（平成17年4月1日現在）

滋賀県			滋賀県（一般行政職）・団体平均		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	勤続20年	21.00 月分	27.30 月分
勤続25年	22.75 月分	42.12 月分	勤続25年	22.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
（退職時特別昇給	無	）	（退職時特別昇給	無	）
1人当たり平均支給額	— 千円	26,681 千円	1人当たり平均支給額	水道事業 24,183 工業用水道事業 21,331	千円

（注）1 退職手当の1人あたり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

2 右欄の1人あたり平均支給額は団体平均を、他の項目については滋賀県の一般行政職にかかる状況を記載しています。

ウ 調整手当（平成17年4月1日現在）

支給実績（平成16年度決算）		8,872 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成16年度決算）		110,903 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
大津市	3 %	25 人	3 %
大津市以外の県内地域	2 %	54 人	2 %

（注）支給実績は、上水道供給事業・工業用水道事業の総計です。

エ 特殊勤務手当（平成17年4月1日現在）

支給実績（平成16年度決算）	3,054 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成16年度決算）	76,359 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成16年度）	50.0 %		
手当の種類（手当数）	6 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
業務手当	水道事務所に勤務する職員のうち、所長、次長および事務職員ならびに上水道整備を担当する職員以外の職員	—	月額 2,700円～8,100円
夜間看護等手当	水道事務所に勤務する職員	年末年始の日における勤務	1回 1,500円～3,000円
毒物および劇物取扱手当	水道事務所に勤務する職員	毒物および劇物を使用して行う検査業務、または著しく危険を伴う作業	日額 260円
潜水等作業手当	建設課および水道事務所に勤務する職員	潜水器具を着用して行う潜水作業	日額 450円
夜間用地交渉等手当	企業庁職員	夜間、週休日・休日等の現地で行う公共用地の取得または事業の施行により生ずる損失の補償に係る困難な交渉業務	日額 650円～730円
特殊現場作業手当	建設課および水道事務所に勤務する職員	高所、掘削中のトンネル等での測量、検査、監督等の業務や道路上において交通を遮断することなく行う作業	日額 230円～480円

（注） 支給実績は、上水道供給事業・工業用水道事業の総計です。

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成16年度決算）	45,304 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成16年度決算）	629 千円
支給実績（平成15年度決算）	40,818 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成15年度決算）	544 千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 支給実績は、上水道供給事業・工業用水道事業の総計です。

カ その他の手当（平成17年4月1日現在）

手 当 名	内容および支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度との異なる内容	支給実績 (平16年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平16年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 〔支給単価〕 配偶者 13,500円 配偶者以外2人まで 6,000円 配偶者のない職員の扶養親族 1人目 1,100円 扶養親族でない配偶者を有する場合 1人目 6,500円 その他の扶養親族 5,000円 満16歳の年度当初から満22歳の年度終了までにある子がある場合 1人につき5,000円加算	同じ		16,113 千円	261,992 円
住居手当	月額9,000円を超える家賃を支払っている職員または自宅に居住している世帯主である職員に対して支給する。 〔貸家・貸間居住者〕 家賃額に応じて支給 月額100円～30,000円 〔持家居住者〕 月額 4,500円	同じ		4,258 千円	81,877 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用してその運賃を負担し、または自動車等を使用する職員に支給する。 〔交通機関等利用者〕 運賃相当額を支給（原則6か月の定期券を基礎とする額により支給）支給上限なし 〔交通用具使用者〕 自動車・バイクの別および通勤距離に応じて支給 2,500～31,100円 駐車場利用料金の1/2（上限3,500円）	同じ		15,084 千円	190,940 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員にその職の特殊性に基づき支給する。 〔支給額〕 給料月額に支給割合を乗じて得た額	同じ		7,027 千円	1,003,866 円
管理職特別勤務手当	管理職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日または休日等に勤務した場合に支給する。 〔支給額〕 勤務1回につき4,000円～12,000円 ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、上記金額に150/100を乗じて得た額	同じ		8 千円	8,000 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給する。 〔支給額〕 勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を乗じて得た額	同じ		4,125 千円	229,174 円

（注） 支給実績は上水道供給事業・工業用水道事業の総計です。